

「地元負担金を徴収して市が行う土地改良事業とは？」

(概要)

地元施工が出来ない場合等に、負担金を徴収して、市が改良工事等を行います。

※工事完了後、引き続き施設管理者である地元の維持管理になります。

※個人の施設は対象外です。(農地災害、暗渠排水を除く)

(主な事例)

- ・農道や農業用水路等の改良・改修
- ・農道の舗装 ・農業用ため池の改修
- ・暗渠排水施設の改修 ・農業用水路の浚渫
- ・農業用ため池の浚渫 ・災害の復旧



(事例) 農道の舗装



(事例) 農業用水路の改修

① 要望書の提出



- ・「土地改良事業要望書」の必要事項に記載して、市に提出してください。
- ・要望位置図、受益状況(要望受益地を要望位置図に着色)を添付してください。

② 現地の調査



- ・市が電話等で日程調整して、地元立会のもと現地確認調査をします。
- ・現地調査に伴う草刈りなど地元協力をお願いします。

③ 要望書の回答



- ・調査結果をもとに作成した「土地改良要望書について(回答)」を持っていき、内容を説明します。
- ・概算事業費の提示が必要な場合は、現地調査時など事前にお伝えください。
- ・要望書の回答は、要望書の提出から半年以内を標準としています。

④ 事業実施の連絡



- ・事業実施が決まりましたら、市から連絡があります。
- ・事業実施にあたり、現地立会で地元意向の聞き取り、測量に伴う草刈りなど地元協力をお願いします。

⑤ 確約書の提出



- ・設計が出来ましたら、市から郵送にて「土地改良事業に係る分担金について」により事業費の提示があります。
- ・地元負担金と設計内容を確認し、異議がなければ同封している「確約書」を提出してください。

⑥ 工事の実施



- ・「確約書」の提出を受けて、市が入札等を行い工事発注をします。
- ・請負業者が決まりましたら、市から連絡し工事案内文書など工事の進め方について地元協議します。
- ・工事が完成しましたら、市から連絡し地元立会などで施工内容を確認してもらいます。

⑦ 分担金の納付



- ・完成検査後、市から郵送にて「土地改良事業に係る分担金の納付について」により確定した地元負担金を通知します。
- ・同封している「納入通知書」により速やかに納付してください。

⑧ 完成した土地改良施設の地元利用と良好な維持管理

- ・完成した土地改良施設を、地元が維持管理するのに必要となる完成図書などを送付します。
- ・事業完了後に、営農状況や良好に維持管理されているのかなど市が事後調査を行います。

要望書などの様式は、
米子市農林課HPにあります。

お気軽に
お問い合わせください。



【お問い合わせ先】 経済部農林水産振興局農林課 土地改良担当
 〒683-0067 米子市東町161-2 市役所第2庁舎4階
 TEL:0859-23-5230 FAX:0859-23-5228 Eメール:nourin@city.yonago.lg.jp
 総合政策部淀江振興課 事業担当
 〒689-3492 米子市淀江町西原1129-1 淀江支所1階
 TEL:0859-56-3165 Eメール:yodomachi@city.yonago.lg.jp